

菰崎市条例第10号

菰崎市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利の保障（第3条—第7条）

第3章 子どもの居場所づくり（第8条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第9条—第14条）

第5章 子どもの権利の普及（第15条・第16条）

第6章 相談体制（第17条）

第7章 施策の推進（第18条）

第8章 雑則（第19条）

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。
そして、可能性に満ちた未来への希望です。

全ての子どもは、生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。個別の人格と尊厳を持ち、人種、性別又は障がいの有無などによって差別されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、社会の一員として一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもの権利を保障するためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。子どもの意見を聴き、それを尊重することは、子どもの成長と自己肯定感の促進につながります。子どもには独自の視点や創造力があり、新しい発見やアイデアを提案することもあります。

大人は、常に子どもの心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

私たち韮崎市民は、子どもにやさしいまちづくりを推進し、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもたちが豊かな自然に恵まれた環境の中で、人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱き、次代を担う大人へと成長していけるよう、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にすることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、在学し、又は在勤する等市内において生活し、活動する18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当と認める者をいいます。
- (2) 保護者 子どもの親及び里親その他子どもの親に代わり養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
 - ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として在学し、通所し、又は入所する施設
- (4) 市民等 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に居住し、在学し、又は在勤する者
 - イ 市内に事務所を有する法人その他の団体

(5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

第2章 子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第3条 保護者は、子どもの権利を理解し、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にするよう努めるものとします。

4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。

5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第4条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するものとします。

3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。

(地域における権利の保障)

第5条 市民等は、地域の様々な人、自然、文化及び歴史との関わりの中で、地域が子どもにとって大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。

3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことについて、いつでも市に提案することができます。

5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(市による権利の保障)

第6条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもの最善の利益を考慮して、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関する施策を推進しなければなりません。

2 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければなりません。

3 市は、子どもの権利の保障について、国、県その他子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければなりません。

(他者の権利の尊重)

第7条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

第3章 子どもの居場所づくり

(居場所づくり)

第8条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが安心して過ごすことができるよう、遊び、学び、休息等のための居場所づくりに努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、前項に規定する居場所づくりに関し、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見等の表明及び参加)

第9条 市は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもの意見等を反映させるために、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるものとします。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。

(虐待及び体罰の防止)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってははいけません。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。

- 3 市及び施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と連携し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

- 4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援を行うものとします。

(差別、いじめその他の権利の侵害の防止)

第11条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが人種、性別、障がいその他の子ども若しくはその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益又はいじめその他の権利の侵害（以下これらを総称して「いじめその他の権利の侵害」といいます。）を受けることがないようにしなければなりません。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の防止及び早期発見に努めなければなりません。

- 3 市、施設関係者及び市民等は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と連携し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(貧困の防止)

第12条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困の防止に取り組むものとします。

(有害・危険な環境からの保護)

第13条 市、施設関係者及び市民等は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害又は危険な環境や

情報から子どもを守るよう取り組むものとします。

- 2 市は、前項に規定する取組に関し、子ども、保護者、施設関係者及び市民等に必要な情報を提供するものとします。

(子どもの視点に立った情報発信)

- 第14条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自らの意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第5章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

- 第15条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及を行うものとします。

(子どもの権利の学習等への支援)

- 第16条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援を行うものとします。
- 2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、理解を深めることができるよう、必要な支援を行うものとします。

第6章 相談体制

(相談窓口の設置)

- 第17条 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

第7章 施策の推進

(推進計画)

- 第18条 市は、第6条第1項に規定する子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画（こども基本法第10条に規定する市町村こども計画のことをいいます。以下この条において同じ。）を策定します。
- 2 市は、推進計画を策定し、又は変更しようとする場合は、蕪崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月蕪崎市条例第33号）に規定する蕪崎市子ども・子育て会議（第4項において「子ども・子育て会議」といいます。）の意見を聴きます。

3 市は、推進計画を策定するに当たり、子ども、保護者及び市民等の意見等を反映させるための措置を講ずるものとします。

4 市長は、推進計画の実施状況について検証するため、子ども・子育て会議に諮るものとします。

第8章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(菰崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)

2 菰崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月菰崎市条例第33号）の一部を次のように改正します。

第1条中「第72条第1項」の次に「及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項」を加えます。

第2条を次のように改めます。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は意見を述べることができる。

(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策に関する事項

(3) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び変更に関する事項並びに同法第2条第2項に関するこども施策の推進に関する事項

(4) その他の子どもに関する法律による施策に関する事項